令和８年度第１回久留米市情報公開・個人情報保護審議会会議概要

日　　時：令和８年１０月２日（金）　１５時００分～１６時００分
場　　所：久留米市役所本庁舎３階　３０２会議室
出 席 者：神原会長、岡委員、小路口委員、宮崎委員、藏守委員　以上５名
事 務 局：大久保室長、森田課長補佐、石丸主任主事
市 民 課：中山課長、今岡主査

議事の概要

１　令和７年度個人情報保護・情報公開制度運用状況等報告、特定個人情報の取扱いに関する監査結果及び監査指摘後の対応状況、個人情報の目的外利用及び外部提供に係る運用状況

―事務局から報告―

（Ａ委員）数件審査請求がなされているが、裁決に対して審査請求人は納得されているのか。

（事務局）分からないが、今のところは提訴されていない。

（Ｂ委員）特定個人情報の取扱いに関する監査結果及び監査指摘後の対応について、２監査指摘後の対応状況の表の指摘事項に対する対応状況については、チェックリストを示すなど、何を把握したのか分かるようにした方が良い。

（Ａ委員）特定個人情報取扱事務手順書は、最初から作らせていなかったのか。

（事務局）期限までに作成するよう所管課に説明していた。監査の時点でまだ作成されていなかったので、指摘事項とした。

２　住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の再実施について

―市民課から説明―

（Ｃ委員）理解するのが難しい内容である。

（市民課）窓口 DXSaaS は、スマートフォンによるモバイルオーダーのように、ネットワーク上で全て処理が完結するようなものとイメージしていただきたい。今までは、来庁者に申請書を手書きしてもらい、それを職員が手入力、決裁、審査し、住民票を発行するという流れだった。窓口 DXSaaS により、システム上でたたき台のデータを作り、来庁者が確認し、問題がなければ、更新データとして住民基本台帳に記録され、住民票を発行することができるので、これまでより手間がかからなくなる。

（Ｃ委員）システムはどこにあるのか。

（市民課）システムは窓口に設置する。

（Ａ委員）自宅で手続するようになるのか。

（市民課）窓口 DXSaaS は窓口に来ていただいて、紙ではなくデジタルデータを作成し、住民基本台帳に記載するというもの。自宅で手続するというものではない。

（Ｂ委員）他の自治体で、自宅で手続できるようなものはないのか。

（市民課）転出の手続は、全国的なシステムが構築されており、自宅で手続できる。転

入や転居のように住所を確定する手続は、窓口でしかできないので、その際の負担をかけないようにするためのシステムである。
（C委員）データは全て本国内のデータセンターに保管されると記載されているが、市以外のどこかにシステムやデータが保管されているのか。
（市民課）今までは庁舎内にデータサーバを設置し、データを保管していた。国が示しているシステム標準化により、クラウドのネットワーク上に保管することになった。
（B委員）AWSか。
（市民課）そうである。
（C委員）点検テーマの②委託リスク、④解約後のリスクの項目は、全項目評価書のどこに記載されているのか。
（市民課）全項目評価書では、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の委託リスクは４特定個人情報ファイルの取扱いの委託の項目で、解約後のリスクは７特定個人情報の保管・消去の項目でそれぞれのファイルごとに記載している。
（C委員）保守管理の委託・再委託事業者は、直接久留米市に来てシステムを操作するということか。
（市民課）久留米市のサーバルームにて操作する。部屋の入出、サーバの操作ログは記録している。
（C委員）窓口リスクについて、覗き見できないように対策すると記載があるが、声は聞こえるのでは。
（市民課）プライバシーに係る事項について、指差しシートを使用し、声を出さなくてすむように確認している。住所については、記載の住所に間違いがないかを見て確認していただくように徹底している。文字が小さくて見えづらい場合は、読み上げることもありうる。他の方に聞こえないようにするなど配慮して対応していく。
（B委員）マイナンバーと異なる番号で紐づけするとは。
（市民課）住民基本台帳は、庁内のあらゆるシステムと連携している。紐づけのキーをマイナンバーにすると全てのシステムで芋づる式にデータが流出してしまう恐れがある。あるシステムではAという番号を、違うシステムではBという番号を附番して紐付けするなど、一元管理しないようにしつつ、システム連携している。
（A委員）今までは、システムが別にあったのか。
（市民課）窓口受付のシステムとしては、これまでも市で独自に調達したシステムを使用していた。そのシステムでは、マイナンバーを収集せず、他の課とのシステム連携はない。
（A委員）システムの取扱事業者が変わったのか。
（市民課）取扱事業者の会社の名称に変更があったものである。
―結論　評価書については、特に問題なしとする。―

以上